

変わります！

軽自動車税の納付額

問 税務課 ☎42-2275（内線226）

軽自動車（三輪及び四輪車以上）は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車には重課税率が導入され、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものはグリーン化特例税率が適用されます。

原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪などは税率が引上げとなります。



軽自動車

最初の新規検査をした時期により①現行税率、②新税率、③重課税率のいずれかの税率になります。

車種区分	税率（年税額）		
	① 現行税率	② 新税率	③ 重課税率
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用 営業	5,500円	6,900円
	自家	7,200円	10,800円
	貨物用 営業	3,000円	3,800円
	自家	4,000円	5,000円

- ①平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車で、最初の新規検査から13年を経過するまでの間の車
②平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車
③最初の新規検査から13年を経過した車（平成28年度については平成14年12月31日以前に最初の新規検査をした車）

※最初の新規検査とは

最初の新規検査とは、新車を購入した時など、今までに車両番号（ナンバー）の指定を受けたことのない軽自動車を、新たに使用するときに受ける検査です。検査年月は、「初度検査年月」として自動車検査証（車検証）に記載してあります。

自動車検査証			平成〇〇年〇〇月〇〇日			軽自動車検査協会		
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
	平成年月日	平成年月						
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ
	人					cm	cm	cm
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	最初の新規検査年月		Kg	Kg	Kg
						kg	kg	kg

グリーン化特例が適用されます

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に最初の新規検査を受けた車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて平成28年度のみグリーン化特例税率が適用されます。

車種区分		標準税率	税率(年税額)		
			グリーン化特例(平成28年度のみ)		
			75%軽減	50%軽減	25%軽減
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	営業	6,900円	1,800円	3,500円
		自家	10,800円	2,700円	5,400円
	貨物用	営業	3,800円	1,000円	1,900円
		自家	5,000円	1,300円	2,500円
<対象及び軽課割合>					

内容	乗用	貨物
税率を概ね75%軽減	電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)	
税率を概ね50%軽減	H32年度燃費基準+20%達成車	H27年度燃費基準+35%達成車
税率を概ね25%軽減	H32年度燃費基準達成車	H27年度燃費基準+15%達成車

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。



原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪など

◎平成28年度から、次の車種に新税率が適用されます。

車種区分		税率(年税額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超~90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超~125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪 125cc超~250cc以下		2,400円	3,600円
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円